

氏名(本籍)	つのだのぶゆき 角田延之(栃木県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第6362号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	フランス革命と「フェデラリズム」 - 言説分析によるアプローチ
主査	筑波大学教授 Dr. de 3 ^e cycle 立川孝一
副査	筑波大学教授 博士(文学) 中野目徹
副査	筑波大学准教授 Ph. D. 佐藤千登勢
副査	筑波大学教授 D. L. 青木三郎

論文の内容の要旨

本論文は、フランス革命におけるフェデラリズムを、言説分析という手法によって分析しようとしている。国民公会からジロンド派が追放され、モンターニュ派の独裁が始まろうとしていた1793年の6月、リヨンやマルセイユなど地方の都市ではパリの独裁に抗議する動きが広まっていた。これが所謂「フェデラリストの反乱」である。従来の学説では、反乱はジロンド派によって煽動されたものとみられることが多かったが、近年は「地域主義」「地方分権」への関心とも重なり、その見直しが求められている。本論文はそうしたフランスにおける学界の動きを反映したものである。

手法的には近年目覚ましい成果をあげているフランスにおける言説分析の方法を用い、政治史の背後にある「心性」のありように迫っている。史料としては、パリの議会とジャコバン・クラブの議事録、マルセイユのジャコバン・クラブの新聞、セクション(市の下部組織)の議事録、国民公会議員の通信、報告書などを用いている。

本論文は序章と終章のほか、三部(計六章)から構成されている。

序章では、フェデラリズムについての先行研究と問題点の整理、革命期マルセイユについての基礎的情報、そして言説分析の概念と手法について考察している。

第一部「フェデラリズムの歴史と言説」では、フランスのみならず、スイスやアメリカの事例も含めて、18世紀から現代に至るまでの長期的な展望の下にフェデラリズムを概観したのち、フランス革命期の「フェデラリズム」の特異性を浮かび上がらせようとしている。

第一章「フェデラリズムの歴史(18～20世紀)」では、フランス革命から現代のミテラン大統領による地方分権改革に及ぶフェデラリズムの長い歴史を概観している。思想家としては特にブルードンの影響が大きいとされ、フランス革命が追求した中央集権国家(「一にして不可分の共和国」)の体制こそ克服されねばならない問題であったとされる。

第二章「革命期パリ(中央)におけるフェデラリズム」では、フェデラリズムの言説分析を革命議会の議事録を使って分析している。革命開始(1789年)からテルミドール期(1795年)までの約7年間において語彙のピークは三度ある。――①1790年のフェデラシオン(連盟際)、②1792年のフェデレ(連盟兵)、③

1793年のフェデラリズム（連邦主義）。つまり、フランス革命の初期（1789-92年）において肯定的な意味をもったフェデラリズムは、1793年の政変によってジロンド派もしくは反革命と同一視されてしまい、以後は全く否定的な言葉となってしまったことが史料的にも確認された。

第二部「『主権』の言説」では、対象をパリからマルセイユに移し、この都市のクラブとセクションを中心に言説分析を行っている。第二章で確認したように、フェデラリズムという語は否定的な言葉であるがゆえに使われなくなっていくので、それに代わるキーワードとして「主権」という語をとりあげている。

第三章「ジャコバン・クラブとバルバルー」では、1792年の夏以来フランス革命の先頭をになってきたことを自負するマルセイユのジャコバン・クラブと、マルセイユ出身ながらジロンド派に近い国民公会議員バルバルーの言説が対比される。国王裁判のひきのぼしを図るジロンド派が一見したところ「人民主権」ともとれる「人民への上訴」を主張したのに対し、マルセイユのクラブはパリのモンターニュ派と連携して「国民主権」を主張した。このように「国民主権」を大義名分にしながら、地方（マルセイユ）の要求を中央（パリ）に認めさせようとするクラブの態度は「ジャコバンのフェデラリズム」という名に値すると著者は言う。

第四章「セクションと派遣議員」では、クラブを閉鎖に追いこみ、反乱としてのフェデラリズムを実践したセクションとパリからマルセイユへ派遣されたモンターニュ派の国民公会議員ベールとボワセの言説を分析している。派遣議員はセクションの自律的行動を封じるために「国民主権」を口にするが、セクションは自らが主権者であると任じているので「人民主権」を主張する。ただしセクションの言説がクラブや派遣議員と対立するものであったとしても、国民公会を露骨に批判したり、パリを敵視したりするものではなく、その主張は、むしろ地方自治にあったと解釈されている。

第三部「マルセイユにおける中央・地方観」では、政治性をもたない一般的な語（マルセイユ、マルセイユ人、パリ、パリ人、フランス、フランス人）をとりあげ、そこからクラブとセクションの地理的空間意識をあきらかにしようとしている。著者はこれらの語について、その同義語、類義語、対義語を抽出し、「意味の領域図」を作成している（クラブとセクションで各6枚）。

第五章「ジャコバン・クラブのフェデラリズム」では、マルセイユのクラブの機関誌を使って、その「意味領域図」を作成している。それによれば、マルセイユ（人）、フランス（人）は肯定的に言及されているが、パリ（人）は関心の外にある。他方、政治的ライバルであるはずのセクションは必ずしも敵としては認識されてはいない。

第六章「セクションのフェデラリズム」では、マルセイユのセクションの議事録を分析した結果、クラブと同様の空間意識をそこに見出すことができた。政治的には対立するクラブとセクションではあったが、そのどちらもマルセイユが古代以来の「自由な」都市であることを誇りにしていた。著者によれば、それは歴史に根ざした地域主義であり、これこそがマルセイユにおけるフェデラリズムの特徴であった、という。

終章では、第二部と第三部でなされたマルセイユのクラブとセクションの言説分析の結果を踏まえ、革命期のフェデラリズムがモンターニュ派に対するジロンド派の反乱であったとする従来の政治史の見解に修正を加え、マルセイユのフェデラリズムがパリ主導の国家運営に対置される地域主義であり、「反革命」的なものではなかったこと、さらにそれがフランス革命史の時間枠を越えて、現代に至るまで連綿と生き続ける、地域の自律性の表明であったと述べられている。

審査の結果の要旨

本論文は、1793年6月にマルセイユで発生した所謂「フェデラリストの反乱」をテーマとしているが、同時期のリヨンをあつかった小井高志の研究（『リヨンのフランス革命』2006）が社会経済史的手法をとっていたのに対して、本論文は日本の革命史研究ではまだ試みられたことのない言説分析の手法を用いている

所にその特徴がある。

著者は在学中二度に渡ってフランスのプロヴァンス大学に留学し、南仏における革命史の権威である M・ヴォヴェルや言説分析のパイオニアである J・ギョムーとも直接会って教を乞うており、その成果は先行研究の正確な理解にもつながっている。またエクス及びマルセイユにおける図書館・文書館での調査が本論文に実証的な基礎を与えていることは言うまでもない。

論文の構成に従って要点を整理するなら、以下の三点にまとまるかと思われる。

フェデラリズムの思想はフランス革命前のスイスやアメリカにその萌芽が存在したが、革命期のフランスにおいてはジロンド派の反乱と結びつくことによって「反革命」の烙印を押され、用語の使用そのものが危険なものになってしまったというパリの議会議事録による統計的調査は貴重な情報を提供している。

次に著者は戦略を変え、フェデラリズムとは別系列の語（主権）を分析する。時期的には国王裁判からジロンド派追放までのダイナミックな時期にあたり、パリのジャコバン派と協力してジロンド派を追放しようとするマルセイユのクラブが「国民主権」を主張し、パリから派遣された国民公会議員の独裁に抵抗するマルセイユのセクション（地域組織）が「人民主権」を主張するなど、組織による立場のちがいが鮮明にあらわれている。このように時系列の中で分析された語（観念）の役割は非常にわかりやすく、印象的である。

さらに、座標軸を空間（マルセイユ・パリ・フランス）にとった第三部の「意味領域図」においては、政治的対立にもかかわらず、クラブとセクションの間で古代以来の伝統的な地域意識が共有されていたとして、心性における連続性を明らかにしているが、こうした解釈は近年における社会史や民俗学の成果とも一致するものである。加えて、マルセイユのセクションがジャコバン派と対立し、地域主義を標榜していたにもかかわらず、「共和国の不可分」という観念を否定せず、それどころか自分たちの安全の保障をそこに求めていたという指摘も興味深い。

本論文は、フランス革命における言説の分析を試み、歴史叙述としては物足りない面もあるが、現地に赴いて長期にわたって史料調査を行い、地元の研究者との交流に支えられた研究であり、問題意識、手法においても、わが国におけるフランス革命史研究に新しい一頁を付け加えるものだといえる。

平成 25 年 1 月 25 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。